

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第5号

答申番号：令和6年答申第5号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対してなした法第26条の規定による令和5年2月13日付け保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成8年4月23日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 保護開始後、審査請求人は、○で繰返し転居を行ったため、保護の実施機関も転居に伴い移動した。
- 3 令和4年12月21日、審査請求人が○へ転居したことが確認されたため、令和5年2月1日付けで前実施機関は保護を廃止し、同日付けで処分庁は、審査請求人の保護を開始した。なお、令和4年12月22日、処分庁は、審査請求人から、保護の申請に伴い「現金○円、預貯金○円」と記載された資産申告書を受理した。
- 4 令和5年1月13日、処分庁は、審査請求人の資産の保有状況を確認するため、各金融機関に対し、法第29条に基づき調査を実施した。
- 5 令和5年1月26日、処分庁は、京都信用金庫から、法第29条に基づく調査の回答を受理し、審査請求人が、未申告の口座に、定期預金総額として、○万円を保有していることを確認した。
- 6 令和5年1月30日、処分庁は、ゆうちょ銀行から、法第29条に基づく調査の回答を受理し、審査請求人が、未申告の四つの口座に分けて、通常貯金として総額○円、定期貯金として総額○万円を保有していることを確認した。
- 7 令和5年2月2日、処分庁は、審査請求人に対し、5及び6記載の法第29条に基づく調査の結果を踏まえ、再度、資産の保有状況を確認したところ、審査請求人から、資産申告書により「現金○円、預貯金○円」を保有しているとの申告を受けた。
- 8 令和5年2月2日、処分庁が、審査請求人に対して、保有している預貯金の使用目的を聴取したところ、審査請求人から、預貯金の主な使用目的は、将来、家賃を滞納する等に

より、建物賃貸借契約の保証人に迷惑をかけないためであるとの申出を受けた。これを受けて、処分庁は、審査請求人に対し、預貯金の使用目的が、審査請求人の生活の維持向上を目的としたものでないか複数回確認したが、審査請求人の申出に変わりはなく、今後、預貯金の使用目的を改めるつもりもないとの申出を受けた。そこで、処分庁は、審査請求人に対し、預貯金の使用目的が変わりがなければ、保有している預貯金は最低生活維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨説明した。

- 9 令和5年2月3日、処分庁は、京都中央信用金庫から、法第29条に基づく調査の回答を受取り、審査請求人が、申告済みの口座に普通預金として〇円、未申告の八つの口座に分けて、預金総額〇円を保有していることを確認した。
- 10 令和5年2月3日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人世帯の保有している預貯金（総額約〇円。以下「本件預貯金」という。）の使用目的は、建物賃貸借契約の保証人に迷惑をかけないためであり、生活保護の趣旨目的に反すると認められ、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ないとの方針を確認した。
- 11 令和5年2月6日、処分庁は、10記載の方針を踏まえ、保護の要否判定を実施したところ、収入充当額が最低生活費を上回ったため、「保護否」と判断した。
- 12 保護開始日と同日である令和5年2月1日を実施日として、令和5年2月13日付けで、処分庁は、本件処分を決定し、同日、審査請求人に対して、本件処分に係る決定通知書を送付した。
- 13 令和5年3月14日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

- (1) 本件預貯金は支給された保護費をやり繰りして貯めたものである。
- (2) 大半を妹に渡してしまったので、手元には必要最低限しか残っていない。
- (3) 借家の災害などにおける修繕費、電化製品の故障時における買替え費用などは最低生活を維持する上で必要な経費なので、生活保護の趣旨目的には反しない。
- (4) 受給範囲内での節約分なので収入の臨時的増加ではなく、廃止の対象にならない。
- (5) 以上より、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 審査請求人に対して、預貯金の使用目的を確認したところ、審査請求人から、将来、建物賃貸借契約の保証人に迷惑をかけないためであるとの申出を受け、処分庁から、審査請求人の生活の維持向上を目的とした支出に改めるよう確認・助言を丁寧に行ったものの、審査請求人の申出に変わりはなかった。

それゆえ、審査請求人の保有する預貯金は、生活保護の趣旨目的に沿わないため、活用すべき資産とみなさざるを得ず、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課

長通知」という。)第3の間18の答及び第10の間12の答2の(2)に従い、保護の廃止を行った。

(2) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものである。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と補足性の原理を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。
- 2 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。
- 3 課長通知第3の間18の答は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合について、「被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段(収入の未申告等)により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。」、「さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」としている。
- 4 課長通知第10の間12の答2の(2)は、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件預貯金が生活保護費からやり繰りして貯蓄されたものである点について処分庁と審査請求人の間に争いは認められない。

法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等

は、収入認定の対象とすべき資産には当たらない（課長通知第3の問18の答）。具体的には、生活保護費のみ、あるいは、収入認定された収入と生活保護費のみが源資となった預貯金については、預貯金の目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更生という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するようなものでないと認められ、かつ、国民一般の感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは、これを、収入認定せず、被保護者に保有させることが相当で、このような預貯金は法第4条、第8条でいう活用すべき資産、金銭等には該当しないというべきである（平成5年4月23日秋田地方裁判所判決（平成2年（行ウ）第1号））。

本件において、審査請求人は、本件預貯金の使用目的について、将来、建物賃貸借契約の保証人に迷惑をかけないことを主な目的として説明しており、生活の維持向上を目的とした支出に改めるよう処分庁が確認・助言を複数回にわたって行ったにもかかわらず、今後も生活の維持向上を目的とした支出に改めるつもりはない旨申し出ている。これに対し、処分庁は、審査請求人が説明する使用目的は生活保護の趣旨に反するため、本件預貯金は最低生活の維持のため活用すべき資産とみなさざるを得ない旨説明している。将来、建物賃貸借契約の保証人に迷惑をかけないという目的での蓄財は、単に将来の不確実な出費に備えるという意味での蓄財であり、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更生という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するものと認められる。

また、約〇円もの貯蓄は、審査請求人と同様の40代単身世帯の金融資産保有額の平均値が657万円・中央値が53万円（金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査[単身世帯]（令和4年）」による）であることからすると、国民一般の感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金であると認められる。

それゆえ、本件預貯金は、法第4条、第8条でいう活用すべき資産、金銭等に該当する。

なお、審査請求人は、本件預貯金の大半を妹に渡したと主張するが、本件処分時に本件預貯金が存在したことに変わりはなく、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、借家の災害などにおける修繕費は、生活保護の趣旨目的に反しないと主張する。しかし、借家の災害時の修繕費は、原則として賃貸人が負担するものであり（民法（明治29年法律第89号）第606条第1項）、そうでないとしても保護受給中であれば、住宅扶助費（法第14条第2号）から支給されるものであって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 課長通知第10の問12の答2の(2)は、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と規定している。

前述したように、本件預貯金は、法第4条、第8条でいう活用すべき資産、金銭等に該当し、収入認定すべき資産に当たるから、「当該世帯における収入の臨

時的な増加」に当たる。

そして、審査請求人の令和5年2月から5月までの収入は、障害基礎年金に年金生活者支援給付金を加えた1箇月当たり〇円であり、令和5年6月から7月までの収入は同様に1箇月当たり〇円であるので、6箇月合計〇円となる。これに本件預貯金〇円を加えた〇円は、生活扶助基準額に障害者加算・住宅扶助等を加えた6箇月間の最低生活費計81万5,920円を大幅に上回る。

それゆえ、「以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に当たる。

よって、保護廃止決定処分を行った処分庁の判断に誤りはない。

ウ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年7月26日 審査庁が審査会に諮問

令和6年8月23日 第1回調査審議（第2部会）

令和6年9月6日 審査請求人から審査会に主張書面等の提出

令和6年9月27日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和6年10月1日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の適法性又は妥当性について

(1) 本件処分は、審査請求人が本件処分の時点において所有していた本件預貯金の活用により最低生活の維持が可能であるとして行われたものである。

(2) 本件預貯金について、審査請求人が保護費をやり繰りして貯蓄されたものであると主張しているところ、保護費を原資としてなされた預貯金について、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差し支えないとされている（課長通知第3問18。平成16年3月16日第三小法廷判決（平成11年（行ウ）第38号））。

本件預貯金の使用目的について、処分庁は、審査請求人に対し、主な目的が将来

建物賃貸借契約の保証人に迷惑をかけないためのものであり、生活の維持向上を目的とした支出に改めるつもりはない旨を確認している。この点について審査請求人は、借家の災害などにおける修繕費などは最低生活を維持する上で必要な経費なので生活保護の趣旨目的に反しない旨主張するが、借家の災害時の修繕費は、原則として賃貸人が負担するものであり（民法第606条第1項）、失火等の場合であっても、通常、住宅保険による保険給付等（借主、貸主でそれぞれ掛ける保険等）によって一定補填されるところ、ケース記録によると審査請求人は令和4年12月からの住居については借家人向けの住宅保険に加入していることが確認できる。こういった被災時に保険等による填補額を超えるような範囲の修繕費等に備えるために、本件における審査請求人のような金額の貯蓄をすることが、法の趣旨目的に沿った健康で文化的な生活水準を維持する最低限度のものということとはできないというべきである。さらに、審査請求人は、審査会における追加主張として、電化製品の買替え費用などは最低生活を維持する上では必要な経費であると主張するが、前記のとおり、処分庁が審査請求人に生活の維持向上を目的とした支出に改めるつもりがあるか確認した際も審査請求人はそういう支出に改めるつもりがない旨述べており、また本件預貯金の金額は、自立更生費として生活の維持向上を目的とする支出、例えば電化製品の買換え費用に支出をすることもそれを著しく超える金額であったというべきものである。

以上から、本件処分当時、本件預貯金の活用により審査請求人はおおむね6箇月の間最低生活の維持が可能になっていたものということができ、処分庁が上記のとおり保護廃止決定処分を行ったことに違法又は不当な点はないというべきである。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、自身の妹が離婚を機に精神を患ってしまったことによりまとまったお金が必要になってしまったため、貯金の大半を渡したので手許には〇円くらいしか残っておらず6箇月を超えて保護を要しない状態が継続できない状態になったと主張する。しかしながら、上記の経過、審査請求人の本件預貯金の額及び費消したという理由に照らし、上記の審査請求人の主張は不自然でにわかに措信しがたいといわざるを得ず、また、審査請求人が上記のような使用目的に本件預貯金を費消することを法の趣旨目的に反しない預貯金の保有目的と認めることもできないというべきである。

(3) また、審査請求人は、本件預貯金は受給範囲内での節約分のため収入の臨時的増加ではない旨主張するが、上述のとおり、本件預貯金は最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ないものであり、審査請求人の主張は当たらない。

2 判断

以上から、本件処分は、第5の法令等に照らして適切になされたものと認められる。

3 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

委員 (部会長)	西 村	幸 三
委員	小 谷	真 理
委員	杉 江	正 徳